

各私立専修学校事務担当者 殿

東京都生活文化スポーツ局私学部
私学振興課修学支援担当

大学等における修学の支援に関する法律施行規則第5条第3項に基づき提出された
令和4年度更新確認申請書の確認に係る通知の送付について

平素より、東京都の私学行政にご理解及びご協力をいただき、誠にありがとうございます。

提出のあった更新確認申請書に基づき、大学等における修学の支援に関する法律（令和元年法律第8号）第7条第2項各号に掲げる要件を、令和4年度においても満たしていることを確認しましたので、通知します。確認校は、各学校のホームページ上で都の確認を受けた更新確認申請書を公表することが法令で定められています。下記のとおりご対応をお願いします。

記

1 確認申請書の公表について

令和4年8月31日（水曜日）に東京都生活文化スポーツ局ホームページ上で都が確認した学校の一覧を公表します。各学校は速やかに確認申請書をホームページで公表してください。各学校が申請書を公表するホームページアドレスは、都が公表する学校一覧に記載されているURLと同一にさせていただきますようお願いいたします。リンク切れ等がございませんように、事前確認の上で掲載をお願いします。

【東京都が確認校一覧を掲載するホームページアドレス】

<https://www.seikatubunka.metro.tokyo.lg.jp/shigaku/sonota/0000001341.html>

2 各学校が公表すべき確認申請書様式

1の申請書の公表については、申請様式のうち、以下についてホームページに掲載してください。

第1号様式については公表不要ですのでご注意ください。

(1) 学校法人及び準学校法人

様式第2号の1 - ②、様式第2号の2 - ①、様式第2号の3、様式第2号の4 - ②（※）

(2) その他法人（個人立、医療法人社団等）

様式第2号の1 - ②、様式第2号の2 - ②、様式第2号の3、様式第2号の4 - ②（※）

※令和元年度または令和2年度に初めて確認通知を受けた学校は、「様式第2号の4 - ②（別紙）」も公表が必要です。

3 留意事項

(1) この通知は、確認の更新を受けたことを示す大変重要な書類です。今後、学校が確認校として
存続する期間は、昨年度以前の通知と共に紛失することの無いよう大切に保管してください。

(2) 申請書様式公表後、申請書の内容について修正を要する場合は、必ず下記担当にご連絡のうえ修正内容の確認を受けてください。

(担当)

東京都生活文化スポーツ局私学部私学振興課修学支援担当 長谷川

電話 03-5320-4239（直通）

4 生私振第 9 2 2 号

令和 4 年 8 月 3 1 日

学校法人大志学園 殿

東京都知事

小池 百合子



大学等における修学の支援に関する法律施行規則第 5 条第 3 項に基づき
提出された令和 4 年度更新確認申請書の確認について

更新確認申請書の提出のあった下記の大学等は、大学等における修学の支援に関する法律（令和元年法律第 8 号）第 7 条第 2 項各号に掲げる要件を、令和 4 年度においても満たしていることを確認しましたので、ここに通知します。

なお、大学等における修学の支援に関する法律施行規則（令和元年文部科学省令第 6 号）第 7 条第 2 項に基づく確認申請書（様式第 2 号の申請書の部分に限る。）の公表について、遺漏ないようご対応願います。

記

1. 大学等の名称 早稲田国際ビジネスカレッジ